

No	3-1-1	分類1	運転管理	分類2	日常点検
質 問	CEの日常点検の方法は、法律で規定されていますか。				
回 答	<p>第一種製造者は、自社の危害予防規程に定めた内容で行う必要があります。その他の事業者については、法律での規定はありません。</p> <p>いずれにおいても具体的な点検方法や記録様式は、高圧ガス保安協会や、当協会(JIMGA)の発行図書に例示されていますので、ご参照下さい。</p>				
補 足	<p>■参考図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールドエバポレータ 取扱いハンドブック(高圧ガス保安協会) ・コールドエバポレータ(CE) 日常巡回点検記録票の記載要領(JIMGA) ・高圧ガスハンドブック(JIMGA) 				